

研 修 生

- 1 研修生とは，県内の企業等からの要請により工業に関する知識及び技術を修得しようとするものを受け入れるものである。
- 2 研修の実施期間は，長期が1年，短期は所長が定める期間とし当該会計年度内とする。
- 3 研修生の手続き

